

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次 ページ

条 例

○北海道税条例の一部を改正する条例..... (税務課) 1

条 例

北海道税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第60号

北海道税条例の一部を改正する条例

北海道税条例(昭和25年北海道条例第56号)の一部を次のように改正する。

第103条の表第3号から第5号までを次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 3 | 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者で総務省令で定めるもの | 電気通信事業法第2条第2号に規定する電気通信設備(次号及び第7号において「電気通信設備」という。)で総務省令で定めるものの電源の用途(通常の電力の供給が断たれた場合その他総務省令で定める場合の用途に限る。次号、第5号及び第7号において同じ。) |
| 4 | 警察の用に供する電気通信設備を設置し、及び管理する者 | 警察の用に供する電気通信設備の電源の用途 |

| | | |
|---|-------------------------------------|---|
| 5 | 放送法(昭和25年法律第132号)第2条第3号の2に規定する放送事業者 | 放送法第2条第1号に規定する放送の用に供する施設で総務省令で定めるものの電源の用途 |
|---|-------------------------------------|---|

第103条の表第6号及び第7号を削り、同表第7号の2の右欄を次のように改め、同号を同表第6号とする。

| |
|---|
| 自衛隊の使用する通信の用に供する機械、自動車(道路運送車両法第4条の規定により登録を受けている自動車並びに自衛隊法(昭和29年法律第165号)第114条第1項の規定により道路運送車両法の規定が適用されない自動車で同条第3項の規定により番号及び標識を付されたものを除く。)その他これらに類する機械で総務省令で定めるものの電源又は動力源の用途 |
|---|

第103条の表第6号の次に次の1号を加える。

| | | |
|---|-------------|------------------------|
| 7 | 消防庁及び地方公共団体 | 消防事務の用に供する電気通信設備の電源の用途 |
|---|-------------|------------------------|

附則第6条第1項中「平成18年度」を「平成21年度」に改める。

附則第8条の4第5項中「附則第5条の2第3項」を「附則第5条の2第6項」に改め、同条第7項中「附則第5条の2第4項」を「附則第5条の2第9項」に改める。

附則第9条の2の2第2項中「平成17年3月31日」を「平成19年3月31日」に改め、同条第3項中「第2条第10項」を「第2条第14項」に、「平成17年3月31日」を「平成19年3月31日」に改め、同条第9項及び第10項を削る。

附則第10条第1項及び第11条第1項中「第36条第1項」を「第36条」に改める。

附則第12条の2の2第1項中「平成17年3月31日」を「平成19年3月31日」に改める。

毎月第3日曜日は北海道民家庭の日です。家族で団らんの機会を持ちましょう。

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第103条の表第6号の次に1号を加える改正規定及び附則第4項の規定
平成17年6月1日
 - (2) 附則第9条の2の2第3項の改正規定中「第2条第10項」を「第2条第14項」に改める部分 大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成16年法律第56号)の施行の日
- 2 この条例による改正後の北海道税条例(以下「新条例」という。)の規定中自動車取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第103条の規定(同条の表第7号に係る部分を除く。)は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第103条の規定(同条の表第7号に係る部分に限る。)は、平成17年6月1日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、同日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。
